

大口町住宅改修指導事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、日常生活を営むのに介護や支援が必要な者（以下「要援護者」という。）の居宅を要援護者の移動路の確保や安全な使用のために、必要な設備の取付けや改修（以下「改修等」という。）を行う場合に、理学療法士や作業療法士等が当該改修等に対して、よりよい改修等が行えるよう助言や指導を行うこと（以下「指導事業」という。）により、要援護者の在宅での生活を可能とするとともに生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、大口町（以下「町」という。）とし、この指導事業による指導及び助言の実施決定及び内容を除き、この事業の一部を適切な事業運営が確保できると認められる事業者に委託することができる。

(利用対象者)

第3条 この事業の利用対象者は、次の各号のいずれかに該当し、日常生活を営むのに著しく支障がある町内に在住し、在宅のものとする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第27条の規定により要支援1又は2若しくは要介護1から要介護5の認定を受けた者
- (2) 愛知県障害者住宅整備資金貸付条例（昭和53年愛知県条例第39号）に基づく貸付申請を行う者
- (3) 大口町住宅改修費助成事業実施要綱（平成12年大口町告示第61号）に基づく申請を行う者
- (4) 大口町介護住宅改修費助成事業実施要綱（平成24年大口町告示第41号）に基づく申請を行う者
- (5) その他特に町長が認めた者

(事業内容)

第4条 委託事業者がこの事業による指導及び助言を申請した者の家庭を訪問し、改修に対して助言や指導を行う。

(利用料)

第5条 指導事業に係る利用料は、無料とする。

(申請及び決定)

第6条 第3条に定める者のうち、この事業を利用しようとするものは、大口町住宅改修指導申請書(様式第1。以下「申請書」という。)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の申請を受理したときは、速やかに利用の適否を決定し、大口町住宅改修指導決定(却下)通知書(様式第2)により申請者に通知するものとする。

3 町長は、前項によりサービスの利用決定をしたときは、速やかに指導事業の委託を受けた事業者(以下「委託事業者」という。)に対して、大口町住宅改修指導通知書(様式第3)に申請書の写しを添えて通知するものとする。

(辞退)

第7条 申請者が、転出又は死亡等により指導事業の利用を必要としなくなったときは、申請者若しくはその代理人は、速やかに大口町住宅改修指導辞退届(様式第4)を町長に提出しなければならない。

(報告)

第8条 委託事業者は、指導事業を完了したときは、速やかに大口町住宅改修指導報告書(様式第5)を町長に提出しなければならない。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、指導事業に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則(平成12年3月31日大口町告示第54号)

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月30日大口町告示第88号)

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に、改正前の大口町住宅改修指導事業実施要綱第8条の規定より提出された住宅改修指導報告書は、改正後の大口町住宅改修事業実施要綱

第8条の規定により提出されたものとみなす。

附 則（平成17年6月17日）

この要綱は、告示の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年11月30日大口町告示第111号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年3月26日 大口町告示第17号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成30年9月28日 大口町告示第98号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和3年3月30日 大口町告示第53号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1 (第6条関係)

大口町住宅改修指導申請書

年 月 日

大口町長

様

申請者 住 所 大口町

氏 名

電 話

次のとおり大口町住宅改修指導の申請をします。

要援護者氏名		生年月日	年 月 日
対象区分	1. 要支援 (1. 2) ・要介護 (1. 2. 3. 4. 5) 認定者 2. 愛知県障害者住宅整備資金貸付申請者 3. 大口町住宅改修費助成申請者 4. 大口町介護住宅改修費助成申請者 5. その他		
改修部分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他 ()		
改修予定工期	年 月 日から 年 月 日		
改修予定事業者名		電話	
改修予定事業者住所			
備 考			

様式第2（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町住宅改修指導決定（却下）通知書

年 月 日付で申請のありましたことについては、大口町住宅改修指導の決定（却下）をいたしましたので通知します。

記

（却下理由）

様式第3（第6条関係）

第 号
年 月 日

様

大口町長 印

大口町住宅改修指導通知書

年 月 日付で の大口町住宅改修指導の利用を
決定しましたので通知します。

様式第4（第7条関係）

大口町住宅改修指導辞退届

年 月 日

大口町長 様

申請者 住 所 大口町
氏 名
電 話

次のとおり大口町住宅改修指導を辞退します。

要援護者氏名		生年月日	年 月 日
対象区分	1. 要支援・要介護（1. 2. 3. 4. 5）認定者 2. 愛知県高齢者住宅整備資金貸付申請者・愛知県身体障害者住宅整備資金貸付申請者 3. 大口町住宅改修費助成申請者 4. その他		
辞 退 年 月 日	年 月 日		
辞 退 理 由	転出・死亡・その他（ ）		
備 考			

様式第5 (第8条関係)

大口町住宅改修指導報告書

年 月 日

大口町長 様

報告者 住 所

氏 名

電 話

次のとおり 年 月 日 第 号により依頼のありました大口町住宅改修の指導内容を報告します。

要援護者氏名		生年月日	年 月 日
要援護者住所			
改修部分	1. 居室 2. 浴室 3. 便所 4. 台所 5. 玄関 6. 廊下 7. 階段 8. 戸外 9. その他 ()		
訪 問 日	年 月 日		
改 修 に 対 する 指 導 内 容			
備 考			